# 規　則

**○国家公安委員会規則第七号**

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百九十九条第二項、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第十九条第三項、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二十三条第一項、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）第四条第一項及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

**第一条**　刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第２条**　警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第１項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の２第１項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 | **第２条**　［同左］ |
| ［(1)～(3)　略］ | ［(1)～(3)　同左］ |
| (4)　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局を除く。）の広域調整部に勤務する警部以上の階級にある警察官 | (4)　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部に勤務する警部以上の階級にある警察官 |
| (5)　東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課に勤務する警部以上の階級にある警察官 | (5)　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課に勤務する警部以上の階級にある警察官 |
| (6)　関東管区警察局サイバー特別捜査部に勤務する警部以上の階級にある警察官 | (6)　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊に勤務する警部以上の階級にある警察官 |
| (7)　［略］ | (7)　［同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則の一部改正）

**第二条**　現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （現場写真の作成） | （現場写真の作成） |
| **第三条**　［略］ | **第三条**　［同上］ |
| 2　関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課又は特別捜査課（以下「関東管区捜査担当課」という。）は、犯罪現場に臨場する場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に対して、現場写真の作成を依頼することができる。 | 2　関東管区警察局サイバー特別捜査隊は、犯罪現場に臨場する場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に対して、現場写真の作成を依頼することができる。 |
| （重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） | ［条を加える。］ |
| **第十条**　関東管区捜査担当課は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に協力を求めることができる。 | |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |